

国立研究開発法人防災科学技術研究所  
育児・介護休業法に基づく情報公表について

■ 男性職員の育児休業等と育児目的休暇の取得割合 100%

<対象期間>

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

<計算方法>

$$\frac{\begin{array}{c} \text{育児休業等を取得した男性職員の数} \\ + \\ \text{育児目的休暇（※1）を利用した男性職員の数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性職員の数}} \times 100 \text{（※2）}$$

※1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度。

※2 小数点第1位以下切り捨て。